『2012 年版 司法試験 完全整理択一六法 刑法』 お詫びと訂正

以下の箇所に誤りがございました。お詫びして訂正いたします。

2012年10月9日現在

頁	訂正箇所	訂正前	訂正後	更新日
466	17 行目から 21 行目	ex.2 特別では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	削除	2012.1.27
466	2 行目の下 に追加		ex.3 っぱん理計義購産る録法為18.2.14・のネレ済処子名を財か記不行平7のネレ済処子名を財か記不行平7のネレ済処子名を財か記不行平7を表現のでは、18.2.14・のネレ済処子名を財か記不行平7を表現のでは、18.2.14・のでは、18.2.	

頁	訂正箇所	訂正前	訂正後	更新日
346	下から 11 行目	250 円以下の罰金	250 <mark>万</mark> 円以下の罰金	2012. 3. 3
487	《注釈》一 主 体 3 本犯者の性	いて公訴時効(刑訴 250) が成立してい れば, 盗品等に関 する罪は成立しな	本犯者の行為について公訴時効(刑訴250)が成立していても, 盗品等の判断に影響はない(大判明42.4.15)。	_
	表 タ タ の の し に い に に の に の に の に の に の に の の の の の の の の の の の の の	65 <mark>I</mark>	65 II	2011. 11. 25
477	ヘッダー	24 <mark>6</mark> 条	24 <mark>9</mark> 条	2011. 8. 30
131	12 行目	容体の不能	客体の不能	2011. 10. 17